

白石破碎工場更新事業 対面的対話 議事録

No.	資料名	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書に関する質問回答（第1回）	4	No. 3	各種ユーティリティの業務範囲	「白石清掃工場内に設けた設備、機器等の維持管理は本件事業の範囲に含む」とご回答頂きましたが、本施設の作業員が白石清掃工場に立ち入ることになる都合上、作業内容や対象範囲などの諸条件について確認させて頂けないでしょうか。	作業内容は、要求水準書第3編に記載の内容と同等とします。また、対象範囲は、入札説明書に関する質問回答（第1回）添付資料に青字で示した範囲とします。 なお、白石清掃工場に立ち入る際の手続き等については、受注後、協議とします。
2	入札説明書に関する質問回答（第1回）	4	No. 4	ユーティリティ取合い	ユーティリティの取合いに関して、ご提示頂いた交換範囲のポンプ、配管、弁類の交換の可否については事業者の判断とのことですが、目視のみでは判断が難しいと考えております。現状の配管内部の状態やポンプの状態を確認するために試運転等を含めた現地調査を行うことは可能でしょうか。	現地調査の実施は可とします。現地調査の実施を希望する場合は、以下の事項を記載のうえ、事務局に申してください。 ・調査実施時期 ・調査箇所 ・調査方法 など
3	-	-	-	パース撮影	提案書で使用するパース図の作成にあたり、ドローンを使用した航空写真の撮影をさせて頂けないでしょうか。 また、航空写真の撮影にあたり、留意する事項等ありましたらご教示ください。	ドローンを使用した航空写真の撮影は、事前に事務局に撮影日時を連絡することを前提に可とします。 なお、ドローンを使用する際は、航空法等を遵守するとともに、国土交通省等への必要な手続きを行う必要があることに留意してください。
4	要求水準書	95	第2編 第4章 4.2 4.2.1	施設見学者	「(16)ク 予定する見学者は、「表2-28 施設見学者」に示すとおりとする。ただし、本施設内の見学については、班割を行うことで見学時間を分けることを前提とし、最大40人が同時に見学を行うことを条件として計画	白石清掃工場で全体説明後、1班最大40人で複数の班に分かれ、順番に見学します。このうち1班は本件施設を見学することを想定しています。

No.	資料名	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
					<p>すること。」とありますが、現在想定されている白石清掃工場と白石破砕工場の見学者の流れについて確認させて頂けないでしょうか。</p> <p>また、研修室の広さについては 40 人用でよろしいでしょうか。</p>	<p>なお、白石清掃工場と本件施設との連携方法については、受注後、協議とします。</p> <p>また、研修室の広さは 40 人が収容可能な広さとしてください。</p>
5	入札説明書に関する質問回答（第1回）	3	No. 10	運営・維持管理業務に係る対価	<p>運営・維持管理業務委託料 A の①変動費用の費目のうち、一般廃棄物等の処理量に応じて増減しない費用として、以下の費目を運営維持管理業務委託料 B の①固定費用に計上しても宜しいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費 : 軽油 ・薬剤費 : 活性炭 	<p>薬剤費（活性炭）のみ提案を可とします。</p>
6	要求水準書	7	第1編 第1章 2.8 2.8.3	都市計画等事項	<p>植栽工事について、2.8.3 都市計画等事項では「事業用地内の緑化率を 40%以上、緑地率を 30%以上として計画すること。」と記載があり、事業用地約 1.8ha に対し緑化面積約 7,200 m²、緑地面積約 5,400 m²となります。一方、4.4.2 外構工事の(5)イ(ア)では「緑地面積は、札幌市の「緑保全創出地域の現状変更行為等に関する審査基準（平成 13 年 9 月 12 日環境局決裁）」に従い、建築面積の 30%（里地地域）を事業用地内に確保する。」と記載があり、想定される建築面積を 7,000 m²とした場合、緑地面積 2,100 m²となります。また、添付資料 2 では「緑地必要面積：2,279 m²、緑地確保面積：2,615 m²」と記載があり、建築面積の 30%に近い面積となっております。本敷地は条令施行前建築物の建築敷地のため、緩和が適用され、今回増築する建築物の建築面積の 30%を事業用地内に確保するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	資料名	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
7	入札説明書に関する質問回答(第1回)	8	No. 22	搬入管理	<p>貴市が定期的実施するごみ質の検査への協力について「本市事業廃棄物課が毎年度「自己搬入ごみ等調査業務」を委託発注しており、調査の実施頻度は4日/年(前期2回、後期2回)となります。」とご回答頂いておりますが、下記事項についてご教示ください。</p> <p>1. ごみ質の検査への協力とあることより、貴市が本事業とは別に発注する「自己搬入ごみ等調査業務」への協力との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>2. 協力内容については、「自己搬入ごみ等調査業務」を実施する上で必要な車両の誘導との理解で宜しいでしょうか。また、協力する上で特別な対応が必要であればご教示ください(専用の荷下ろしスペースの確保等)。</p>	<p>1. についてはお見込みのとおりです。</p> <p>2. については、以下の内容について協力をお願いします。</p> <p>①計量時における調査業務に係るチラシの配布。</p> <p>②ヤード内における「自己搬入ごみ等調査業務」受託業者の待機スペース(椅子2台程度を含む)の確保。</p> <p>③「自己搬入ごみ等調査業務」受託業者の駐車スペース(1台程度)の確保。なお、専用の駐車スペースではなく、運営事業者用駐車場内に都度確保することを可とします。</p> <p>④その他、調査業務の遂行に必要なとなる発注者からの指示</p>
8	要求水準書	22	第2編 第1章 1.2 1.2.2	搬入出条件	<p>表2-6の注釈に「木くずは大型ごみに含まれる木製のものでRDF原料に適したものとありますが、引取先の搬入基準もしくは希望されている形状や材質などの条件があればご教示ください。</p>	<p>受入れできない木くずは、腐敗物や土が大量に付着した根などです。形状については札幌市のゴミ分けガイド等を参照ください。</p>
9	要求水準書	57	第2編 第2章 2.3 2.3.1	可燃性大型ごみ剪断式 破砕機	<p>大型の可燃性大型ごみ、中型の可燃性大型ごみの割合や量・布団の収集枚数等参考となる資料がございましたらご提示ください。</p>	<p>提供できる資料はありません。</p>
10	要求水準書	40	第2編 第1章 1.9 1.9.2	施工に係る契約不適合	<p>施工に係る契約不適合について請求等が可能な期間(正式引渡し後2年間)に行う点検、検査、補修については、建設事業者が責任をもって行うことが望ましいと考えることか</p>	<p>運営事業者が負担するものとします。</p>

No.	資料名	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
					ら、建設事業者が負担して宜しいでしょうか。	
11	要求水準書	122	第3編 第1章 1.1 1.1.4	運営事業者の業務範囲	運営事業者（SPC）の業務範囲として、「焼却処理対象物の白石清掃工場への運搬」、「埋立対象物の一般廃棄物最終処分場への運搬」及び「処理対象物とともに搬入した受入対象物の白石清掃工場への運搬」が含まれていますが、運搬車両について、SPC 自らが購入して調達する他、第三者企業とリース契約を締結して調達しても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。